四	（略）	（略）	（略）	（略）	○・四パーセント
備考 1・2　（略）					
4　（略）					

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成三十年二月九日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第二十七号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定に基づき、牧山船舶通航信号所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月十五日

海上保安庁長官　中島　敏

牧山船舶通航信号所に関する告示の一部を改正する告示

牧山船舶通航信号所に関する告示（昭和五十九年海上保安庁告示第百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
呼出名称　わかまつこうないほあん	呼出名称　どうかいハーバーレーダー
電波の型式、周波数及び空中線電力又は海岸局種別	電波の型式、周波数及び空中線電力又は海岸局種別
通報用　（略）	通報用　（略）
通信用　一　無線電話による場合	通信用　一　無線電話による場合
F三E　一五六・六〇MHz（チャンネル一二）　一〇W F三E　一五六・七〇MHz（チャンネル一四）　一〇W F三E　一六一・七〇MHz（チャンネル二二）　一〇W	F三E　一五六・七〇MHz（チャンネル一四）　一〇W F三E　一六一・七〇MHz（チャンネル二二）　一〇W
二　（略）	二　（略）
通報事項　洞海湾（若松港口信号所から一三八度に陸岸まで引いた線、修多羅三角点（六八メートル）から三一七度三〇分二、八四〇メートルの地点から六二度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。以下同じ。）における次の事項	通報事項　洞海湾（若松港口信号所から一三八度に陸岸まで引いた線、修多羅三角点（六八メール）から三一七度三〇分二、八四〇メートルの地点から六二度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。以下同じ。）における次の事項
一～五　（略）	一～五　（略）

四	（略）	（略）	（略）	（略）	○・三パーセント
備考 1・2　（略）					
4　（略）					